

技能講習・作業主任者講習を 無料で受講いただけます!

※一部経費(写真代・交通費・食事代等)自己負担

就業中も
ご利用可能!

事前の
ご相談が
必要です。

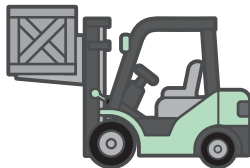
実施期間
令和9年**3月31日**まで(水)

予算額に達した時点で
受付終了となります。

対象者 季節労働者 (岩見沢市・三笠市・月形町在住の方)

技能講習種類

- ・車両系建設機械(整地・運搬等)運転
- ・フォークリフト運転
- ・小型移動式クレーン運転
- ・玉掛け
- ・高所作業車運転
- ・不整地運搬車運転
- ・車両系建設機械(解体用)運転
- ・ショベルローダー等運転
- ・ガス溶接



作業主任者講習種類

- ・地山掘削及び土止め
支保工作業主任者
- ・はい作業主任者
- ・足場組立等作業主任者
(各科目定員あり)



※受講先は指定となります。
(ショベルローダー:コマツ教習所(株)
北海道センタ/その他:キャタピラ教
習所(株)北海道教習センター)



お申し込み前にご確認ください。

1

必要なもの

- 運転免許証もしくは住民票
- 勤務中の方
雇用保険被保険者証(資格取得年月日が1年以内・取得時被保険者種類が「2」または「3」)
- 離職した方
雇用保険特例受給資格者証(右上に「特」と記載されていること・離職年月日が令和7年の4月2日以降)図1

図 1

※雇用保険特例受給資格を証明する書類(A・B のいずれか)が必要です。

A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

B 雇用保険特例受給資格者証

2

受講をご希望の皆さまへ

※技能講習の全日程に参加できることが承認の条件となります。

- 本事業の利用は、原則おひとり様1科目1回限りです。
(小型移動式クレーン運転と玉掛けは、セット受講が可能です。)
- やむを得ない事情がある場合を除き、当協議会が技能講習の受講を承認した後の受講の取り消しはできません。
- 技能講習の受講に必要な作業服や靴、その他安全装具は、各自でご用意下さい。
- 個人的に受講した技能講習の費用や当協議会の承認なしに受講の申込をした技能講習の費用を事後的に当協議会が負担することはありません。

3

技能講習受講までの流れ

- ① 協議会へお問い合わせ(相談)。
(雇用保険の短期雇用特例求職者給付などの受講資格確認のため)
- ② 協議会へ技能講習受講承認申請書を提出します。
- ③ 協議会から技能講習受講承認書を受け取ります。
- ④ 技能講習受講承認書を教習所へ送付します。
- ⑤ 教習所から技能講習受講許可書が届きます。
- ⑥ 教習所で受講します。



岩見沢市通年雇用促進協議会

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所商工振興課内(2階24番窓口)

TEL:0126-24-3625 FAX:0126-24-3626

ホームページ: <https://www.job365.jp>

メール: tuunen@job365.jp

QRコードでも詳細を確認できます。



ホームページ



Instagram

QRコードは株式会社テンソーウェブの登録商標です。

岩見沢市通年雇用促進協議会とは、岩見沢市、三笠市、月形町、空知総合振興局、岩見沢商工会議所などにより構成され、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とした団体です。